

令和7年9月10日判決言渡

令和7年（ネ）第10025号 職務発明対価請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和5年（ワ）第70495号）

口頭弁論終結日 令和7年6月30日

5

判

決

控訴人

X

同訴訟代理人弁護士

高橋

淳

10

被控訴人

ニデック株式会社

15

同訴訟代理人弁護士

黒田 健二

同

吉村

誠

同

森川

幸

同補佐人弁理士

松本

孝

主

文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

20

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、1億円を支払え。

第2 事案の概要（略称等は、特に断らない限り、原判決の表記による。また、原判決中の「原告」、「被告」はそれぞれ「控訴人」、「被控訴人」に読み替える。）

1 本件は、控訴人が、被控訴人が有する我が国における特許（特許第3828

457号)に係る発明(本件日本発明)、米国における特許(US6914358号)に係る発明(本件米国発明)及び中国における特許(CN1233081号)に係る発明(本件中国発明)は、いずれも控訴人の職務発明について特許を受けたものであると主張し、被控訴人に対し、特許法35条3項(平成16年法律第79号による改正前のもの)に基づき、職務発明に係る特許を受ける権利の承継についての相当の対価として1億円の支払を求めた事案である。  
5

原判決は、控訴人が本件日本発明、本件米国発明及び本件中国発明(本件発明)の発明者又は共同発明者であるとは認められないとして、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が原判決を不服として控訴した。

10 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」(以下、「事実及び理由」の記載を省略する。)第2の2、3及び第3(2頁10行目から13頁1行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。  
(1) 原判決2頁19行目冒頭から20行目の「提出した。」までを次のとおり改  
15 める。

「控訴人は、平成13年12月4日付で、被控訴人に対し、『発明・考案説明書』と題する書面(甲6の31枚目から33枚目まで。以下『控訴人説明書』といい、同説明書に記載された発明を『控訴人発明』という。)を提出した。なお、控訴人は、本件発明をもって職務発明と主張するものであり、本件発明の完成に控訴人が貢献したことを示すために、控訴人の創作に係る技術的思想の部分を控訴人発明として主張するものである。」  
20

(2) 原判決3頁21行目及び22行目の「原告発明」をいずれも「本件発明」と改める。

3 当審における控訴人の補充主張

25 (1) 控訴人の平成13年12月4日付け「発明・考案説明書」(控訴人説明書)以外の貢献

(省略)

5

10

15

20 (2) 控訴人の技術がどのように関係者に伝わって貢献したか  
(省略)

25

(3) ブレイクスルーの経緯

25 (省略)

5

10

15

20

25

(4) このように、控訴人は本件発明の創作に貢献したから、本件発明の発明者として認められるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、後記2のとおり補正し、後記3のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決第4の1ないし5（13頁12行目から22頁7行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 2 原判決の補正

(1) 原判決16頁5行目から11行目までを次のとおり改める。

「(3) 控訴人説明書に記載された控訴人発明の内容

20

A series of horizontal lines, each consisting of a series of black dots, representing a continuous sequence of data or a signal.

5

The image consists of six horizontal rows of black dots. The top five rows are perfectly aligned and each contains 20 dots. The bottom row is slightly lower and contains 12 small, stylized human figures, each with a head and a body.

10

ところで、本件日本発明の技術的特徴（本件技術的特徴）は、軸受部材には、その一方が前記スラスト軸受部の半径方向内方に開口し前記ラジアル軸受部の軸線方向一方端部に連通するとともに、その他方が前記ラジアル軸受部の他方端部に連通する連通孔が形成されていることである。控訴人説明書の文章による説明（上記①、②）は、連通孔の具体的構成については何ら言及するものではなく、それとは異なる課題と解決手段を説明するものであって、そこには本件技術的特徴が示されているとはいえない。

15

20

25

A decorative pattern consisting of seven horizontal rows of black dots. The dots are arranged in a grid-like fashion, with each row containing 24 dots. The pattern is centered and spans the width of the page. The bottom row of dots is slightly curved, creating a base for the pattern.

控訴人説明書は、その全体として、本件技術的特徴を、新たな発明の内容を成す技術思想として説明するものとは言い難い。したがって、控訴人発明は、本件技術的特徴を備えるものとはいえない。」

(2) 原判決19頁24行目の後に改行して次のとおり加える。

5

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●控訴人説明書は、その全体として、本件技術的特徴を、新たな発明の内容を成す技術思想として説明するものとは言い難く、控訴人発明は、本件技術的特徴を備えるものとはいえない。」

(3) 原判決21頁23行目の「その他に、」から22頁4行目末尾までを削る。

### 3 当審における控訴人の補充主張に対する判断

10

控訴人は、前記第2の3のとおり、控訴人説明書以外の貢献があり、これに基づいて控訴人を本件発明（本件日本発明、本件米国発明及び本件中国発明）の発明者と認めるべき旨主張するので、以下検討する。

15

20

25

5

10

15

20

25

A series of five horizontal rows of black dots. The top four rows each contain 20 dots, arranged in a single horizontal line. The bottom row contains 21 dots, arranged in a single horizontal line. The dots are solid black circles with a consistent size and spacing.

そして、本件日本発明の着想は、オイル内の圧力補償をスラスト軸受部によって圧力的に密封された領域内で行うことにあるところ（補正の上で引用した原判決第4の4(1)）、これは軸受部材の開口端側端部とロータの平坦面との間にスラスト軸受部が形成されていることが前提となっており（本件明細書等の段落【0011】、【0014】）、

また、本件米国発明及び本件中国発明のうち、本件日本発明と異なる発明の部分は、A発明に基づくものであって、

A発明は、スリーブに貫通穴を設ける構成を採用しており、スリーブとハウジングとの間に連通溝を設ける控訴人発明の着想とは異なるものであること（原判決第4の4(2)、5(1)）からすると、本件米国発明及び本件中国発明のうち本件日本発明と異なる発明の部分についても、控訴人4月説明書に記載された発明とは異なる発明であるということができる。

訴人が、B発明に基づく本件日本発明、あるいはB発明及びA発明に基づく本件米国発明及び本件中国発明につき、これらの発明に係る課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、重要な貢献をしたと認められることにはならず、控訴人を本件発明の発明者又は共同発明者と認めるべきと解することはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

10

A decorative horizontal separator consisting of four rows of black dots, centered on the page. The rows are evenly spaced and extend across the width of the page.

15

A decorative horizontal separator consisting of four rows of black dots. The rows are evenly spaced and extend across the width of the page.

20

A decorative horizontal separator consisting of four rows of black dots, centered on the page.

A horizontal line of 20 black dots, evenly spaced, representing a sequence or a set of discrete items.

A grid of 100 black dots arranged in 10 rows and 10 columns. The dots are evenly spaced and form a perfect square pattern.

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(4) そして、上記(1)ないし(3)の主張を含め、控訴人が当審で主張する内容を検討しても、原判決が判断するとおり、本件で認定できる事実（補正の上で引用した原判決第4の3）によれば、本件発明は、控訴人が関与することなく、B、Aらが独自に着想し、その具体化をしたものと認められるから、控訴人が本件発明の発明者又は共同発明者であると認めることはできない。

4 その他、控訴人が縷々主張する内容を検討しても、当審における上記認定判断（原判決引用部分を含む。）は左右されない。

25 5 結論

以上によれば、その金の争点について判断するまでもなく、控訴人の請求は

理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、  
本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

5

裁判長裁判官

10

中 平 健

15

裁判官

今 井 弘 晃

20

裁判官

水 野 正 則